



職員の給与等に関する報告及び勧告

平成 23 年 10 月

佐 賀 県 人 事 委 員 会

人 委 第 8 3 9 号
平成23年10月24日

佐賀県議会議長 石 井 秀 夫 様

佐 賀 県 知 事 古 川 康 様

佐賀県人事委員会

委員長 大 西 憲 治

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。

目 次

別紙第1 報 告	1
1 県職員の給与等	1
2 民間給与の状況	2
3 県職員給与と民間給与の比較	4
4 県職員と国家公務員との比較	5
5 物価及び生計費	5
6 人事院勧告等	6
7 教育職の給与を巡る動き	7
8 むすび	7
(1) 県職員の給与について	7
(2) 給与構造改革における経過措置額の廃止等について	10
(3) 定年引上げを見据えた人事管理について	10
(4) 能力・実績に基づく人事評価制度の整備及び任用、給与等への活用について	10
(5) 多彩で優秀な人材の確保・育成について	11
(6) 勤務環境の整備について	11
(7) 服務規律の確保について	13
(8) 給与勧告実施の要請等について	13
(参考)	15
1 人事院勧告等の概要	16
2 平成22年地方公務員給与実態調査結果の概要	21
別紙第2 勸 告	23

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）、佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号）又は一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第3号）の適用を受ける職員（以下「県職員」という。）・民間事業所の従業員・国及び他の都道府県職員の給与等県職員の給与、任用、休暇等の勤務条件を決定する諸条件について調査研究を行ったが、その概要は次のとおりである。

1 県職員の給与等

(1) 職員数・職員構成等

県職員の本年4月1日における在職者は12,842人で、昨年同期に比して98人減少している。これら県職員の平均年齢は43歳10月、男女別構成は男61.8%、女38.2%、学歴別構成は大学卒79.5%、短大卒7.1%、高校卒13.2%、中学卒0.2%となっている。

このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用を受ける職員の状況は、次表のとおりである。（報告資料第1表・第2表参照）

項目		年月	平成23年4月	平成22年4月
職員数			3,394人	3,446人
平均年齢			44歳2月	44歳1月
平均在職年数			21年4月	21年4月
平均経験年数			22年3月	22年2月
学歴別 構成比	大学卒		68.2%	68.3%
	短大卒		4.6%	4.8%
	高校卒		26.5%	26.6%
	中学卒		0.7%	0.3%
男女別 構成比	男		75.4%	75.7%
	女		24.6%	24.3%

（注）再任用職員及び任期付職員は含まれていない。

(2) 給 与

県職員は、本年4月において、それぞれその従事する職務の種類に応じ、行政職、研究職、医療職（一）、医療職（二）、医療職（三）、高等学校等教育職、中学校・小学校教育職及び公安職の8種類の給料表の適用を受けているが、これら全職員の平均給与月額、給料月額359,368円、給料の調整額1,537円、教職調整額7,542円、扶養手当10,759円、地域手当233円、住居手当4,000円、通勤手当8,210円、管理職手当5,227円、その他手当5,316円、計402,192円となっている。

このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用を受ける職員の状況は、次表のとおりである。（報告資料第3表・第4表参照）

項目	年月	平成23年4月	平成22年4月
給 料 月 額		347,436 円	349,424 円
給 料 の 調 整 額		1,156 円	1,277 円
扶 養 手 当		12,267 円	12,563 円
地 域 手 当		551 円	535 円
住 居 手 当		4,270 円	4,138 円
通 勤 手 当		9,064 円	9,256 円
管 理 職 手 当		7,766 円	7,042 円
そ の 他 手 当		1,484 円	1,480 円
計		383,994 円	385,715 円

（注）再任用職員及び任期付職員は含まれていない。

2 民間給与の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、県職員の給与と民間給与との比較を行うため、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所319事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した146事業所を対象に、人事院と共同で「平成23年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる職務に従事する者4,293人（昨年4,695人）について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査した。（報告資料第17表～第27表参照）

職種別民間給与実態調査については、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、調査完了率は、本年も92.5%（135事業所）と高いものとなっている。

(2) 調査の実施結果等

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は次のとおりである。

ア 本年の給与改定の状況

(初任給の状況)

新規学卒者（事務員・技術者）の採用を行った事業所は、大学卒で16.8%（昨年15.3%）、高校卒で14.5%（同10.8%）となっているが、そのうち大学卒では、14.9%（同3.5%）の事業所で初任給を増額し、85.1%（同96.5%）の事業所で初任給を据え置いており、高校卒では、3.9%（同0.0%）の事業所で初任給を増額し、96.1%（同94.7%）の事業所で初任給を据え置いている。

なお、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で178,924円（昨年191,685円）、高校卒で139,839円（同139,890円）となっている。（報告資料第18表・第21表参照）

(給与改定の状況)

次表に示すとおり、民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は23.7%（昨年27.5%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.0%（同0.8%）と昨年と比べていずれも減少している。

民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン実施	ベースアップの慣行なし
係員	23.7 (27.5)	17.0 (18.2)	0.0 (0.8)	59.3 (53.5)
課長級	21.3 (34.5)	15.8 (14.5)	0.0 (0.8)	62.9 (50.2)

(注) () 内は平成22年調査での数値である。

また、次表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は79.0%となっており、昨年（68.9%）に比べて大幅に増加している。昇給額については、昨年と比べ増額となっている事業所の割合が28.4%と昨年（27.0%）と比べわずかに増加しているのに対し、減額となっている事業所の割合は5.2%と昨年（14.9%）と比べ大幅に減少している。

民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化なし			
係員	82.4 (70.2)	79.0 (68.9)	28.4 (27.0)	5.2 (14.9)	45.4 (27.0)	3.4 (1.3)	17.6 (29.8)
課長級	70.7 (45.8)	66.7 (44.4)	22.7 (17.4)	4.9 (5.4)	39.1 (21.6)	4.0 (1.4)	29.3 (54.2)

(注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

2 定期昇給実施の内訳である「増額」、「減額」、「変化なし」とは、昨年実績に比べての変化を示すものである。

3 () 内は平成22年調査での数値である。

イ 雇用調整の実施状況等

次表に示すとおり、民間事業所における雇用調整の実施状況をみると、厳しい経営環境を背景として、平成23年1月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は21.6%となっており、昨年(37.0%)と比べると大幅に減少しているものの、依然として高い水準になっている。民間事業所における雇用調整の措置内容を多い順にみると、採用の停止・抑制 11.7%、転籍出向 7.5%、残業の規制 7.2%の順になっている。

民間における雇用調整の実施状況

(単位：%)

項 目		実施事業所割合
人員整理等 の関係	採用の停止・抑制	11.7 (21.2)
	業務の外部委託・一部職種の非正規社員への転換	2.5 (6.4)
	部門の整理閉鎖・部門間の配転	6.5 (6.0)
	転籍出向	7.5 (5.8)
	希望退職者の募集	4.6 (3.5)
	正社員の解雇	0.0 (0.0)
就業制限・ 賃金抑制の 関係	残業の規制	7.2 (18.0)
	賃金カット	3.5 (8.0)
	一時帰休・休業	2.5 (7.3)
	ワークシェアリング	1.1 (0.0)
計		21.6 (37.0)

(注) 1 平成23年1月以降の実施状況である。

2 項目については複数回答であり、各項目の実施事業所割合の合計は計に一致しない。

3 () 内は平成22年調査での数値である。

4 給与減額の対象となる「一時帰休・休業」、「ワークシェアリング」、「賃金カット」のいずれかの措置を実施している企業の割合は、6.7%である。

3 県職員給与と民間給与の比較

(1) 月例給

本年の県職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、県職員にあつては行政職、民間にあつてはこれに相当する職種(事務・技術関係)の職務に従事する者について、単純な給与の平均値によるのではなく、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢等の条件を同じくすると認められる者同士の本年4月時点における諸手当を含む給与額を対比させ、精密に比較(ラスパイレス方式)を行った。

その結果、次表に示すとおり、県職員給与が民間給与を1人当たり平均1,120円(0.30%)上回っている。

民間事業従事者と県職員（行政職）との給与比較

民間給与(A)	県職員給与(B)	較差 (A)-(B) (円) $\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$ (%)
374,283 円	375,403 円	△1,120 円 (△0.30%)

(注) 本年度の新規採用者及び教育職員から転任した指導主事等は除外した。
 県職員給与(B)の内訳等は、報告資料第5表参照。

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、次表に示すとおり、所定内給与月額の3.95月分に相当している。

民間における特別給の支給状況

平均所定内給与	下半期 (A1)	289,940円
	上半期 (A2)	287,573円
特別給の支給額	下半期 (B1)	574,675円
	上半期 (B2)	567,631円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	1.98月分
	上半期 (B2/A2)	1.97月分
	年間計	3.95月分

(注) 下半期とは平成22年8月から平成23年1月まで、上半期とは平成23年2月から7月までの期間をいう。
 備考 県職員の場合、現行の支給割合は、3.95月分である。

4 県職員と国家公務員との比較

総務省の平成22年地方公務員給与実態調査（平成22年4月1日現在）によると、国家公務員（行政職俸給表(一)適用を受ける職員）の平均俸給月額を100とし、これに相当する県職員の職員構成を国の学歴別、経験年数別職員構成と同一であるものとして算出した指数（ラスパイレス指数）は、96.5（全国38位、九州6位）となっている。（各都道府県のラスパイレス指数の状況は、参考4のとおり）

5 物価及び生計費

(1) 物価指数

総務省調査による本年4月の消費者物価指数は、前年同月に比べ全国では0.4%の減、佐賀市では0.7%の減となっている。（報告資料第28表参照）

(2) 標準生計費

本委員会が、総務省の「家計調査」における勤労者世帯分を基礎に算定した本年4月における佐賀市の標準生計費は、2人世帯では162,960円（全国169,340円）、3人世帯では183,930円（同196,930円）、4人世帯では204,890円（同224,520円）となっている。

（報告資料第29表参照）

なお、上記勤労者世帯分の佐賀市における本年4月の標本調査世帯数は52世帯となっている。

6 人事院勧告等

人事院は、本年9月30日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与について報告及び勧告を行った。

国家公務員の給与については、本年も民間の厳しい経営環境の下で、春季賃金改定において多くの企業で定期昇給にとどまったことに加え、公務においては、定員削減や在職期間の長期化等の影響により、民間よりも給与水準が上回っている高齢層の職員の割合が増加していることを反映し、公務と民間の給与比較の結果、月例給については、公務が民間を上回ったため、それを引き下げることにされた。一方、特別給については、本年の調査結果によると、民間事業所の特別給の支給割合は、3.99月（3.987月）であるが、本年は東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県の東北3県の民間データがないことの影響等を考慮し、特別給の改定は見送ることにされた。これらにより、職員の年間給与は平均で1.5万円（0.23%）引下げとなり、3年連続の引下げという内容の勧告になっている。

また、給与の改定に併せて、平成25年度からの定年の段階的な引上げを見据え、この際、早急に給与構造改革における経過措置額を廃止し、高齢層の職員の給与水準の是正を図ることとし、経過措置額の廃止に伴って生ずる制度改正原資については、世代間の給与配分の適正化の観点から、昨年と同様、若年・中堅層を中心に、給与構造改革期間中に抑制されてきた昇給の回復に充てることとしている。（報告及び勧告の骨子は、参考1及び参考2のとおり）

なお、人事院は、公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度から平成37年度に向けて、60歳を超える職員の年間給与を60歳前の70%水準に設定するとともに、能力・実績に基づく人事管理の徹底や役職定年制の導入等による組織活力を維持する方策等を講じながら、国家公務員の定年を段階的に引き上げることが適当であるとし、国会と内閣に対して意見の申出を行ったところである。（意見の申出の骨子は、参考3のとおり）

7 教育職の給与を巡る動き

平成 18 年 6 月に公布・施行された行政改革推進法^{※1}において、政府は人材確保法^{※2}の廃止を含めた見直しその他公立学校の教職員の給与の在り方に関する検討を行うこととされた。また、経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）では、人材確保法による優遇措置の縮減及びメリハリをつけた教員給与体系の検討を行うこととされた。これを受けて、国においては、人材確保法による教員給与の優遇措置のうち、教員給与月額が一般行政職給与月額を上回る分の義務教育費国庫負担金を平成 23 年度までに縮減することとされた。

また、中央教育審議会の答申^{※3}では、人材確保法における教員給与の優遇措置についてその基本を維持しながら、教員給与にメリハリを付ける所要の経費の確保について政府が真摯に対応するよう要請されている。併せて、一律に支給される諸手当等のうち意義が薄れてきているものについては廃止・縮減の方向で、また、勤務成績や職務負担等に応じて支給される性格の手当のうち重要なものについては充実を図る方向で検討する必要があるとされた。

これらを受け、国においては、平成20年度から義務教育費国庫負担金の最高限度額の見直しに着手されてきたところである。

なお、教員給与のうち、教職調整額については、学校の組織運営の在り方等を踏まえ、中央教育審議会において、その在り方について引き続き検討が行われているところである。

また、平成23年5月に公布された第1次地域主権推進一括法^{※4}において、へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）の一部が改正され、へき地手当等の支給対象となるへき地学校等の指定等については、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めることとなったところである。

※1 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）

※2 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（昭和49年法律第2号）

※3 今後の教員給与の在り方について（答申）（平成19年3月29日）

※4 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）

8 むすび

本委員会は、県職員・民間事業所の従業員・国及び他の都道府県職員の給与等県職員の給与、任用、休暇等の勤務条件を決定する諸条件について調査研究を行った結果、県職員の勤務条件について次のような措置が必要であると考えます。

(1) 県職員の給与について

ア 本年の給与の改定

県職員の月例給与と民間給与について、本年4月時点で比較を行った結果、県職員

の月例給与が民間給与を1,120円（0.30%）上回っていることが判明した。

給与勧告の制度は労働基本権制約の代償措置の一つであり、県職員の給与は地方公務員法に定める情勢適応の原則や均衡の原則等の給与決定の諸原則により決定されるべきものである。

調査の結果、本年においては、県職員給与が民間給与を上回ることとなったため、本委員会としては、民間給与との較差を解消するため、月例給の引下げ改定を行う必要があると判断した。

月例給については、国と同様に高齢層において民間給与との較差が大きいため、50歳台を中心に、40歳台以上を念頭に置いて引下げを行った国の俸給表を参考に、給料表の引下げ改定を行うこととする。

特別給については、職種別民間給与実態調査の結果、民間の特別給の支給割合と均衡しており、改定を行わないこととした。

(7) 給料表

(行政職給料表)

民間給与との比較を行っている行政職給料表については、民間給与との較差の状況等を考慮し、50歳台を中心に、40歳台以上を念頭に置いて引下げを行った国の俸給表を参考に、引下げ改定を行う必要がある。

なお、再任用職員の給料月額についても、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じた改定を行う必要がある。

(行政職給料表以外の給料表)

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、給料月額の引下げ改定を行う必要がある。ただし、医療職給料表(一)については、医師の処遇を確保する観点から、引下げ改定は行わないこととする。また、任期付研究員給料表(若手育成型)についても、若手研究員を対象とした給料表であることから、引下げ改定は行わないこととする。

(4) 経過措置額の取扱い

給料月額について、(7)の改定が行われることを踏まえ、佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成17年佐賀県条例第72号)附則第7条及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成17年佐賀県条例第75号)附則第7条の規定による給料(経過措置額)についても、医療職給料表(一)適用職員及び任期付研究員(若手育成型)を除き、引き下げる必要がある。引下げ後の経過措置額の算定基礎となる額の算出については、公民給与較差の状況を考慮し、人事院勧告に準じた所要の措置を講ずる必要がある。

(ウ) 改定の実施時期等

本年の民間給与との較差に基づく給与改定は、県職員の給与水準を引き下げる内容の改定であるため、この改定を実施するための佐賀県職員給与条例等の規定は、県職員と民間の給与を年間で均衡させるための所要の調整措置を講ずることとした上で、遡及することなく、この改定を実施するための条例の公布日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施する必要がある。

県職員と民間の給与は4月時点で比較し均衡を図ることとしており、遡及改定を行わない場合であっても、4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を解消し、年間給与で県職員と民間の均衡を図る観点から所要の調整を行うことが情勢適応の原則にかなうものであると考える。

この調整については、本年12月期の期末手当において行うこととし、同手当の額において、民間給与との較差相当分について制度的に調整するよう所要の措置を講ずる必要がある。この場合において、若年層等の引下げ改定を行わない給料月額を受ける職員（経過措置額を受ける職員を除く。）については較差相当分に係る調整を行うことは適当ではないため、本年の調整は、昨年と同様の考え方にに基づき、民間給与との比較に基づいて算出される較差率（本年の場合、 $\Delta 0.30\%$ ）に代えて、引下げ改定が行われる給料月額又は経過措置額を受ける職員によって民間給与との較差の総額を負担することとして求められる率（調整率）によって行うことが適当である。

具体的な調整方法としては、引下げ改定が行われる給料月額又は経過措置額を受ける職員について、本年4月に受けた民間給与との比較の基礎となる給与種目の給与額の合計額に調整率（民間給与との比較を行う職員に係る較差の合計額を同職員で引下げ改定が行われる給料月額又は経過措置額を受けるものの給与月額の合計額で除して得た率） $\Delta 0.41\%$ を乗じて得た額に、本年4月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、本年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の額に調整率を乗じて得た額を合算した額を基にして調整する必要がある。

また、行政職給料表以外の給料表適用者についても、引下げ改定が行われない医療職給料表(一)及び任期付研究員給料表（若手育成型）の適用者を除き、行政職給料表適用者と同様の調整を行う必要がある。

イ 教育職の給与

教育職は、次世代を担う子どもたちの心身の発達にかかわり、その人格形成に大きな影響を与える存在であり、その資質・能力を絶えず向上させるためにも、適切な処遇を図る必要があると考える。

メリハリのある教員給与体系を実現するために、今後とも教職調整額の見直しについての国の検討の状況等や教員給与についての他の都道府県の状況等を注視していく必要があると考える。また、へき地手当については、本県の教育環境の実態にあった支給がされるよう検討する必要があると考える。

(2) 給与構造改革における経過措置額の廃止等について

平成18年度から実施した給与構造改革における経過措置については、対象者数や経過措置額は昇給、昇格等により大幅に減少してきているが、本年4月1日において、50歳台の職員を中心に在職者の3割弱（行政職給料表）が経過措置額を受給している状況にある。今後、平成25年度からの定年の段階的な引上げを見据え、本来支給されるべき給料水準への是正を図る必要があることから、国の取扱いを基本とし、他の都道府県の動向も注視しながら、経過措置額の廃止等について検討を進めていく必要がある。

(3) 定年引上げを見据えた人事管理について

人事院は、来るべき本格的な高齢社会において公務能率を確保しながら職員の能力を十分活用していくため、平成25年度から平成37年度に向けて、60歳を超える職員の給与の抑制、能力・実績に基づく人事管理の徹底や役職定年制の導入等により組織活力を維持する方策等を講じながら、国家公務員の定年を段階的に引き上げることが適当であるとし、国会と内閣に対して、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行ったところである。

地方公務員の定年については、「国の職員につき定められている定年を基準として条例で定める」と地方公務員法に規定されており、今後は、同法の改正を含めた国の動向を注視していくとともに、新たな任用等の仕組みや給与の在り方など本県独自の様々な課題について検討を進めていく必要がある。

(4) 能力・実績に基づく人事評価制度の整備及び任用、給与等への活用について

本年の人事院の報告においては、能力・実績に基づく人事管理を推進するため、人事評価制度の適切な運用が図られるよう、人事院が各府省に対して必要な指導や支援を行うこととされており、全国においても、既に相当数の都道府県が勤務実績を給与へ反映させているところである。

任命権者においては、人材育成を目的とした人事評価等に取り組まれているが、定年引上げを見据え組織活力を維持するため、職員の能力及び実績を適正に評価できる公正で納得性の高い客観的な人事評価制度を早急に整備し、任用、給与等へ活用できるよう検討を行う必要がある。

(5) 多彩で優秀な人材の確保・育成について

本県においては、多彩で優秀な人材を確保するため、これまでも採用試験制度の改善に取り組んできたところである。

特に、知事部局においては、多様化する行政課題に即応できるよう多様な人材から構成される組織づくりを目指しており、これを受けて、本委員会において、U・I ターン型民間企業等職務経験者試験、行政特別枠試験等新たな採用試験を実施してきたところである。

今後とも、本委員会が実施する採用試験について、試験制度の改善を進めながら、多彩で優秀な人材確保を図ることとしている。

また、多彩で優秀な人材確保とともに、職員の人材育成も重要であり、時代の要請に応じた質の高い行政を実現していくため、任命権者においては、職員の能力を開発し向上を図る研修等を実施されているが、引き続き、研修内容の充実に取り組んでいく必要がある。

(6) 勤務環境の整備について

ア 時間外勤務等の縮減及び年次休暇の取得促進

恒常的な長時間の勤務は職員の健康の保持、労働意欲や活力の維持、優秀な人材の確保等に影響を及ぼし、行政組織の機能や活力にも係わるものであることから、本委員会は従来からこの縮減の必要性を指摘してきたところである。

昨年の本委員会の報告において、任命権者は、これまでの時間外勤務等の縮減の取組みを検証し、任命権者自らが強力なリーダーシップを発揮し、業務の徹底した見直しや合理化を図るよう言及したところであるが、昨年度の時間外勤務時間は、一昨年度に比べ若干減少しているものの、時間外勤務縮減の取組みの大きな成果はあがっていない状況である。

任命権者においては、昨年言及した取組みに加え、より効果的な時間外勤務縮減措置（例えば定時退庁日の完全一斉消灯等）を実施するなど、一層の縮減に取り組む必要がある。

また、昨年度から実施されている時間外勤務時間数が月60時間を超える職員の時間外勤務代休時間制度については全く活用されていないことから、職員に対し制度の趣旨・内容を十分周知するとともに、その原因を検証し、制度が活用されるよう取り組む必要がある。

さらに、年次休暇については、平成19年度以降の1人当たり取得日数は9.9日にとどまっており、任命権者においては、職員の年間業務の繁閑を考慮した上で年次休暇の取得促進を行うなどの対策をさらに進めていく必要がある。

イ 職員の健康管理

職員における30日以上長期の病気休暇取得者や病気休職者の中で心の病を理由とした者の割合は、昨年度は長期の病気休暇取得者の32.5%、病気休職者の67.6%にまでなっており、これは全職員の0.93%に当たり、職員の100人に1人が心の病による休職者等となっている状況にある。

また、昨年度の長時間勤務者への医師の面接指導状況をみると、1年間に1回以上100時間を超える長時間勤務を行った者のうち、面接指導が行われた者の割合は、知事部局で6.0%、教育委員会で11.2%、警察本部で42.1%となっており、知事部局において特に少ない状況にある。

さらに、一部の任命権者においては、職員の健康障害の防止等の対策を調査、審議すべき衛生委員会がほとんど開催されていない状況にある。

任命権者においては、相談体制の一層の充実、継続的な衛生委員会の開催、職員の業務量の平準化及び業務内容・業務量に応じた弾力的な人員配置などに努めるとともに、長時間勤務者に対しては積極的に面接指導を行っていく必要がある。

さらに、管理職員等においては、日頃から職員との意思疎通を密にし、職員が気軽に相談できる雰囲気づくりに取り組むことにより、職員のストレスをできるだけ早期に把握するとともに、メンタルヘルス不調をいち早く発見して、産業保健スタッフのアドバイスを受け、適切に対応することができるようにしていく必要がある。

なお、本年1月と6月に県庁舎からの転落事故が発生しており、任命権者においては、今後このようなことが起こらないよう、万全の対策を講ずる必要がある。

ウ 両立支援の推進

職員が家庭生活における責任を担いつつ、公務においても能力を十分に発揮することができるよう、職業生活と家庭生活との両立支援策の充実及び意識啓発等をより一層推進していくことが重要である。

任命権者においては、これまで育児や介護に係る休暇・休業制度等の整備に取り組まれ、制度としては充実してきたところであるが、男性職員の制度の利用が進んでいない状況にある。このため、男性職員の育児休業取得促進の一助となるよう、現行制度では育児休業の期間が1か月以下の場合には休業期間に比して大幅に減額される仕組みとなっている期末手当について、1回の承認に係る期間が1か月以下である育児休業を取得した職員については、支給割合を減じないための所要の措置を講ずる必要がある。

また、任命権者においては、職員が仕事と家庭を両立しながら男女に関係なく積極的に育児や介護に関わることができるよう、職場環境の整備に取り組むとともに、職員が育児休業等の取得を支障なくできるよう、対象職員の業務の遂行方法、業務分担や人員配置の変更等の必要な措置を積極的に講ずるよう管理職員等の意識改革

を行う必要がある。

エ 働きやすい職場環境の確保

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントは、職員個人の人格・尊厳を侵害するのみならず、職員の健康を害し、職員の能率の発揮を阻害するほか、職員や行政に対する信用失墜にもつながる行為であり、その防止及び排除は重要な課題である。

任命権者においては、職員の行動指針となる佐賀県職員男女共同参画推進行動計画ガイドラインを策定するなど、働きやすい職場環境の整備に努められてきたところであるが、セクハラやパワハラに関する相談件数はいずれも極めて少ない状況にある。このことは、セクハラやパワハラが潜在化しやすいものであることや職員が相談しにくい相談体制になっていること、職員に相談窓口がよく知られていないことなどが原因として考えられる。

このため、相談体制の一層の充実や相談窓口の職員への周知徹底など、職員にとって相談しやすい環境の整備に取り組むとともに、管理職員等への具体的言動事例を活用した研修の実施など、働きやすい職場環境の確保のための対策を積極的に進めていく必要がある。

(7) 服務規律の確保について

県民全体の奉仕者である職員には厳正な服務規律と高い公務員倫理の確保が求められるが、県民の信頼を損なうような非違行為が発生している。

任命権者においては、当該職員に対して厳正な処分・指導を行うことはもとより、その事実関係を十分に把握・分析し、再発防止のために必要な研修・啓発の実施など実効性のある取組みを引き続き進めていく必要がある。

(8) 給与勧告実施の要請等について

地方公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するという特殊性を有することから労働基本権が制約されており、その代償措置の一つとして、人事委員会勧告制度が設けられ、これまで重要な役割を担ってきたところである。

これまでに述べたとおり、本年の職種別民間給与実態調査によれば、佐賀県内の民間事業所の経営環境は、回復の兆しが見えるものの、依然厳しい状況に置かれている。また、雇用調整を実施している事業所の割合は昨年より減少しているものの、依然として高い水準にあり、県内の雇用環境は厳しい状況にある。

その他、少子・高齢化の進展とともに、価値観や社会の仕組みなど、県職員を取り巻く環境は大きくかつ急速に変化している。

本委員会はこのような県内の実態等を把握したうえで本年の県職員のあるべき給与

水準等勤務条件についてこれまで述べたとおり報告し、別紙第2のとおり勧告することとした。

県職員が職務に対する意欲を保持しつつ、安んじて職務に専念できる環境の整備を図り、県職員に多彩で優秀な人材を確保することは、ひいては県民サービスや行政効率の向上につながり、その点からも今後とも適切な処遇を確保していくことが必要であると考えます。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度の意義や役割に深いご理解をいただき、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

また、県職員にとって今回の勧告・報告の内容は昨年につき厳しいものとなったが、職員一人ひとりが、現下の県内経済・社会情勢等を十分に踏まえ、県民への奉仕者であり、県民と苦労を分かち合う立場にあることを深く心に刻み、今後とも公務遂行に対する高い使命感と倫理観を持って職務に精励していただくことを期待する。

(参考)

1 人事院勧告等の概要

人事院は、本年9月30日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与について報告及び勧告し、国家公務員制度改革に関して報告するとともに、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正について意見の申出を行った。それらの概要は次のとおりである。

(参考1) 給与勧告の骨子 (16・17頁)

(参考2) 国家公務員制度改革に関する報告の骨子 (18頁)

(参考3) 定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出の骨子 (19・20頁)

2 平成22年地方公務員給与実態調査結果の概要

総務省が実施した平成22年地方公務員給与実態調査(平成22年4月1日現在)の結果のうち、都道府県のラスパイレス指数の状況は、次のとおりである。

(参考4) 都道府県のラスパイレス指数の状況 (21頁)

(参考1)

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給は引下げ改定、ボーナスは改定見送り ～ 平均年間給与は△1.5万円(△0.23%)

- ① 東日本大震災のため民間給与実態調査は2か月遅れで、岩手県、宮城県及び福島県を除く44都道府県で実施
 - ・ 月例給については、地域手当の級地区分を単位とした官民比較を行っているため、東北3県の影響は限定的
 - ・ 期末・勤勉手当(ボーナス)は、岩手県、宮城県及び福島県について調査していない中で、国家公務員の特別給の改定を行うべきと判断するに至らず、改定を見送り
- ② 国家公務員給与が民間給与を上回るマイナス較差(△0.23%)を解消するため、50歳台を中心に40歳台以上を念頭に置いた俸給表の引下げ改定
- ③ 給与構造改革における経過措置額は、平成24年度は2分の1(上限1万円)を減額し、平成25年4月1日に廃止。(これにより生ずる原資を用い、若年・中堅層を中心に、給与構造改革実施のために抑制されてきた昇給を回復)

I 給与勧告の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な報告・勧告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 国家公務員の給与は、市場原理による決定が困難であることから、勧告に当たっては、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約10,500民間事業所の約43万人の個人別給与を実地調査(完了率90.5%)

(東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県に所在する事業所を除き調査を実施)

<月例給> 公務と民間の4月分給与を調査(ベア中止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映)し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

○ 月例給の較差 △899円 △0.23%

[行政職俸給表(一)…現行給与397,723円 平均年齢42.3歳]

(俸給 △816円 はね返し分(注) △83円)

(注) 地域手当など俸給の月額を算定基礎としている諸手当の額が減少することによる分

<ボーナス> 民間の事業所ごとの過去1年間における特別給の支給人員及び支給総額を全国集計し、それを基に支給割合(月数)を算出

○ 期末・勤勉手当(現行3.95月)の改定見送り

本年の調査結果によると、東北3県を除いた民間の支給割合は3.99月(3.987月)であるが、過去3年分について東北3県を除いて集計すると0.004月～0.007月分高くなること、東北3県の今夏の特別給の状況は厳しいとみられることから、特別給の改定を行うべきと判断するに至らず、改定を見送り

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉民間給与との較差（マイナス）を解消するため、俸給表の引下げ改定

(1) 俸給表

- ① 行政職俸給表(一) 民間の給与水準を上回っている50歳台を中心に、40歳台以上を念頭に置いた引下げ（50歳台が在職する号俸：最大 $\Delta 0.5\%$ 、40歳台後半層が在職する号俸： $\Delta 0.4\%$ 、40歳台前半層が在職する号俸で収れん）
 - ② 指定職俸給表 行政職俸給表(一)の管理職層の引下げ率を踏まえた引下げ改定（ $\Delta 0.5\%$ ）
 - ③ その他の俸給表 行政職俸給表(一)との均衡を考慮した引下げ（ただし、医療職俸給表(一)等は除外）
- ※ 給与構造改革における経過措置額についても、本年の俸給表の改定率等を踏まえて引下げ

(2) その他の手当

- 委員、顧問、参与等の手当 指定職俸給表の改定状況等を踏まえ支給限度額を引下げ
(35,100円→34,900円)

[実施時期等] 公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）

本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を年間給与でみて解消するため、4月の給与に調整率（ $\Delta 0.37\%$ ）（注）を乗じて得た額に4月から実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、6月に支給された特別給の額に調整率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12月期の期末手当の額で減額調整（引下げ改定が行われる俸給月額又は経過措置額を受ける職員を対象）

（注）行政職俸給表(一)適用職員全体に係る民間給与との較差の総額を、減額調整の対象となる同表適用職員で均等に負担する場合の率

III 給与制度の改定等

- 経過措置額の廃止等
 - ・ 給与構造改革における経過措置額について、平成24年度は経過措置額として支給されている俸給の2分の1を減額（減額の上限1万円）して支給し、平成25年4月1日に廃止
 - ・ 経過措置額の廃止に伴って生ずる制度改正原資を用いて、若年・中堅層を中心に、給与構造改革期間中に抑制されてきた昇給を回復。平成24年4月に、36歳未満の職員を最大2号俸、36歳以上42歳未満の職員を最大1号俸、平成25年4月に、人事院規則で定める年齢に満たない職員を最大1号俸上位に調整
- 今後の取組
 - ・ 50歳台の官民の給与差が生じている背景には官民の昇進管理等の違いがあるものの、定年延長も見据え、来年度以降、高齢層における官民の給与差を縮小する方向で昇格、昇給制度の見直しを検討
 - ・ 民間における産業構造・組織形態の変化等への対応として民間給与実態調査の対象産業の拡大等を検討
 - ・ 専門スタッフ職俸給表の級の新設については、政府における職の整備の取組を待つて対応
- その他
 - ・ 本年は、東北3県の民間給与実態調査を実施していないため、北海道・東北地域の較差を用いた地域間給与配分の検証を行っていない。来年以降、全国のデータを基に、最終的な検証

IV 国家公務員の給与減額支給措置に対する本院の考え方

本年6月に内閣から国会に提出された「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案」について、現行の給与改定の仕組みとの関係、法案提出過程における職員の合意、給与減額支給措置の期間等の観点から本院の考え方を述べ、国会で審議を尽くしていただきたい旨言及

(参考 2)

国家公務員制度改革に関する報告の骨子

I 国家公務員制度改革の前提となる基本認識

国家公務員制度改革は、民間と異なる国家行政や国家公務員の労使関係の特徴を関係者の共通認識としつつ、議論を尽くし、国民の十分な理解と納得を得て進めるべきことを指摘

1 国家行政の特徴と国家公務員の在り方

- ① 具体的な行政組織、行政の果たすべき任務等は、法律や予算に基づき、国会の民主的コントロールの下に置かれていること
- ② 大臣等と国家公務員との関係は、いわば車の両輪ともいえる関係にあり、適切な役割分担と連携が求められること

2 国家公務員の労使関係の特徴

(1) 大臣等の使用者としての権能は国会の民主的コントロールを受ける

勤務条件法定主義、財政民主主義の原則により国会の民主的コントロールを受け、国家公務員の給与等勤務条件は直接の使用者である内閣総理大臣や各省大臣等の決定だけでは完結しないという構造的な特徴が存在

(2) 国家公務員には国民全体の奉仕者としての職務遂行が求められる

国家公務員は、国民全体の奉仕者として、大臣等と一体となり全力で国民のために職務を遂行することが求められること

(3) 公務における勤務条件決定には利潤の分配や市場の抑制力という内在的制約が存しない

公務における勤務条件決定では、民間企業の賃金決定における利潤の分配といった枠組みが当てはまらず、また、基本的には倒産などの市場の抑制力という内在的制約が欠如

II 国家公務員制度改革関連法案に関する論点

1 人事行政の公正の確保に関する論点

人事行政の公正を確保する機能を制度的に確保するため、更に次の措置が必要

(1) 採用試験及び研修の公正な実施の確保

採用試験の出題や可否判定等については、組織的に一定の独立性を有する第三者機関が行うことが必要。また、職員の研修についても、公正な計画・実施のための措置が重要

(2) 幹部職員人事の公正確保

幹部職員の適格性審査に人事公正委員会が適切・実効的に関与することが重要。また、幹部職間の転任には、適性の厳正な検証や異動の合理性・納得性を高めるための措置が必要

2 協約締結権付与に関する論点

改めて労働基本権制約の見直しに関する基本的な論点を整理

(1) 協約締結権付与の必要性和国民の利害・得失の明確化

現行制度の問題や国民にとっての具体的利害・得失等が明らかにされる必要

(2) 勤務条件に対する民主的コントロールと当事者能力の確保

勤務条件についての国会の民主的コントロールという憲法上の要請と、内閣の使用者としての当事者能力の確保との間の整合性をどう図るのか適切な制度設計を行う必要

(3) 複数の労働組合との交渉を通じた勤務条件の決定等

一部の組合に対する仲裁裁定と他の組合との協約の関係を整理する必要。また、非組合員の勤務条件をどう決定するのか整理する必要

(4) 具体的な労使交渉の在り方

予算の事前調整・民間の給与実態の把握、配分交渉の方法、各府省における労使交渉の体制整備について詰める必要

(5) 仲裁裁定の実効性の確保

法案では仲裁裁定は内閣に対する努力義務とされているが、その実施は最大限確保される必要

(6) 引き続き労働基本権が制約される職員の代償措置

警察職員等の労働基本権制約に対する代償措置の確保が必要

III 国家公務員制度改革基本法に定める課題等についての取組

1 能力・実績に基づく人事管理の推進

能力・実績に基づく人事管理の推進のため、採用試験の再編、体系的人材育成、ポスト在任期間の確保、競争的かつ公正な選抜手続の整備等に取り組む。人事評価制度の適切な運用を支援

2 職員の勤務環境の整備

男性の育児休業取得促進の一助として短期間の取得者の期末手当の支給割合を見直し。超過勤務縮減のための政府全体としての取組や東日本大震災の惨事ストレス対応を含めた心の健康づくり対策を推進

(参考3)

定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出の骨子

- 国家公務員制度改革基本法の規定を踏まえ、公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度から平成37年度に向けて、定年を段階的に65歳まで引き上げることが適当
- 民間企業の高齢期雇用の実情を考慮し、60歳超の職員の年間給与を60歳前の70%水準に設定
- 能力・実績に基づく人事管理の徹底、当面役職定年制の導入により組織活力を維持
- 短時間勤務制の導入や節目節目での意向聴取等を通じ、60歳超の多様な働き方を実現

1 検討の背景

- ・ 公的年金の支給開始年齢が、平成25年度以降段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに伴い、現行の60歳定年制度のままでは無収入となる期間が発生。雇用と年金の接続は官民共通の課題
- ・ 既に民間企業では、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律において、65歳までの雇用確保措置を義務付け
- ・ 公務についても、国家公務員制度改革基本法第10条に、雇用と年金の接続の重要性に留意して定年を段階的に65歳に引き上げることについて検討することと規定
- ・ 人事院として、平成19年から「公務員の高齢期の雇用問題に関する研究会」（座長：清家篤慶應義塾長）を開催。平成21年7月の最終報告を踏まえ、制度と運用の見直し方策を検討

2 段階的な定年の引上げの必要性

- ・ 民間企業における60歳定年到達者の再雇用の運用状況をみると、非管理職層を中心に、多くの者が実際に継続雇用され、また、定年前の仕事内容を継続する形が多くなっている
- ・ 政策の立案や行政事務の執行等の業務が主体である公務における再任用は、定年前より職責が低い係長・主任級の短時間勤務のポストで、補完的な職務に従事させることが一般的。今後、再任用希望者の大幅な増加が見込まれ、こうした再任用では、希望者全員を65歳まで雇用する仕組みとして十分機能することは困難
- ・ 定年の引上げにより対応する場合、雇用と年金の接続が確実に図られるほか、採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、また、職員の意欲と能力に応じた配置・処遇も可能
- ・ 民間企業での取組に留意し、60歳以降の給与の抑制、組織活力維持のための方策等を講じながら段階的に定年を引き上げることで、来るべき本格的な高齢社会において公務能率を確保しながら職員の能力を十分活用していくことが適当

3 段階的な定年の引上げのための具体的措置

(1) 段階的な定年の引上げ

- ・ 平成25年度から3年に1歳ずつ段階的に定年を引き上げ、平成37年度に65歳定年とする
- ・ 段階的な定年の引上げ期間中は、定年退職後、年金が満額支給される65歳までの間について、再任用制度の活用を拡大を通じて65歳までの雇用を確保
- ・ 60歳以降の働き方等についての人事当局による意向聴取を通じ、多様な働き方を実現

(2) 60歳を超える職員の給与制度の設計 — 年間給与は60歳前の70%

- ・ 国家公務員給与は社会一般の情勢に適応するように変更することとされ、また、俸給は職務と責任に応じて職務の級が設定され、同一の職務の級の中でも一定の幅をもって水準が設定
- ・ 定年の引上げに当たり、60歳前後で同じ職務を行う場合であっても、同一の職務の級を適用した上で、各職務の級における所定の俸給の幅も考慮しつつ、60歳台前半層の民間企業従業員の年間所得等を踏まえて60歳前より低い水準に設定することは、職務給の考え方とも整合

- ・ 60歳台前半層の民間企業従業員（製造業（管理・事務・技術））の年間所得（給与、在職老齢年金、高齢雇用継続基本給付金）が60歳前の年間給与の約70%（企業規模100人以上 535万円／787万円＝68.0%、同10人以上 509万円／719万円＝70.8%）であることを踏まえ、60歳を超える職員の年間給与について、60歳に達した日の属する年度の翌年度から、60歳前の70%に設定
- ・ 具体的には、俸給月額の水準を一定程度確保（60歳前の73%）することとし、その分ボーナス（特別給）の年間支給月数を60歳前の職員に比べて引下げ（年間3.00月分）
- ・ 60歳を超える職員は昇給しない。諸手当は基本的に60歳前と同様の手当を支給
- ・ 医療職（一）等は、60歳以降も現在と同様の給与制度を適用
- ・ 60歳を超えた特例定年が適用されている職員（行政職（二）労務職員等）の給与も引き下げるが、これまで60歳超の定年に達するまで、給与の引下げがなかったことを考慮し、一定の経過措置
- ・ 定年の引上げを行っても、総人員及び級別の人員を増加させないことを前提とすれば、総給与費は減少

(3) 組織活力の維持のための方策

① 役職定年制の導入

- ・ 管理職の新陳代謝を図り組織活力を維持するため、能力・実績に基づく人事管理が徹底されるまでの間の当分の間の措置として、本府省の局長、部長、課長等の一定の範囲の管理職が現行の定年である60歳に達した場合に他の官職に異動させることとする役職定年制を導入
- ・ 60歳に達した日後における最初の4月1日までに他の官職に異動。特別な事情がある場合、例外的に引き続き官職に留まれるよう措置
- ・ 役職定年により異動した職員の俸給は、役職定年による異動前に受けていた号俸の俸給月額の73%とする。ただし、その額は異動後にその者が属する職務の級の最高号俸を超えないものとする

② 短時間勤務制の導入

60歳を超える職員の多様な働き方を実現するため、短時間勤務を希望する職員を短時間勤務ポストに異動させることを可能とし、これにより若年・中堅層の採用・昇進機会を確保

③ 能力・実績に基づく人事管理の徹底と職員のキャリア支援

- ・ 職員の能力・業績の的確な把握、短期間で頻繁に異動させる人事運用の見直し、年次的な昇進管理の打破等、能力・実績に基づく人事管理を徹底。また、職員の専門性を強化
- ・ 節目節目で職員の将来のキャリアプランに関する意向を聴取し、職員の能力を伸ばし多様な経験を付与する機会を拡充する措置を講ずる必要
- ・ 各府省の行政運営の実情に応じ、スタッフ職が政策立案に必要な役割を果たし得るような行政事務の執行体制を構築

※ 上記の施策は、平成25年度以降の段階的な定年の引上げ期間中の制度の運用状況や民間企業の動向も踏まえつつ、諸制度及び人事管理の運用を随時見直していく必要。役職定年制については、人事管理の見直しの状況等を踏まえて、必要な検討を行う

4 定年の引上げを円滑に行うため公務全体で取り組むべき施策

- ・ 公務内外で職員の能力・経験を活用する観点から、専門スタッフ職等の整備、人事交流機会の拡充を図るとともに、自発的な早期退職を支援する退職手当上の措置、定年引上げ期間中も安定的な新規採用を可能とするための定員上の経過措置等を講ずることについて、政府全体での検討が必要
- ・ 加齢に伴う身体機能の低下が職務遂行に支障を来すおそれがある職務に従事する職員の定年の引上げに関し、その職務の特殊性を踏まえた条件整備や所要の措置の検討が必要

(参考4)

都道府県のラスパイレス指数の状況（平成22年）

番号	都道府県名	ラスパイレス指数	番号	都道府県名	ラスパイレス指数
1	北海道	92.8	26	京都府	99.3
2	青森県	100.6	27	大阪府	92.7
3	岩手県	97.8	28	兵庫県	98.2
4	宮城県	99.1	29	奈良県	100.1
5	秋田県	102.4	30	和歌山県	100.0
6	山形県	100.1	31	鳥取県	94.8
7	福島県	99.7	32	島根県	93.2
8	茨城県	101.1	33	岡山県	92.0
9	栃木県	96.6	34	広島県	101.7
10	群馬県	101.8	35	山口県	97.5
11	埼玉県	103.1	36	徳島県	92.9
12	千葉県	102.8	37	香川県	97.0
13	東京都	103.1	38	愛媛県	100.4
14	神奈川県	100.1	39	高知県	99.3
15	新潟県	100.6	40	福岡県	102.5
16	富山県	99.2	41	佐賀県	96.5
17	石川県	100.0	42	長崎県	101.0
18	福井県	100.3	43	熊本県	98.1
19	山梨県	97.9	44	大分県	101.1
20	長野県	98.1	45	宮崎県	98.8
21	岐阜県	92.8	46	鹿児島県	94.3
22	静岡県	103.8	47	沖縄県	96.2
23	愛知県	98.9			
24	三重県	101.9			
25	滋賀県	100.7			

※「平成22年地方公務員給与実態調査」より

(注1) ラスパイレス指数とは、地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたものである。

(注2) 財政事情等による給料削減を実施している地方公共団体については、削減後の給料額によりラスパイレス指数を算出している。

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告の結果に基づき、次の事項を実現するため、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）、佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号）及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第3号）を改正することを勧告する。

1 佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の改正

現行の給料表（医療職給料表（一）を除く。）を別記第1のとおり改定すること。

2 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

3 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の改正

現行の第1号任期付研究員に適用される給料表を別記第3のとおり改定すること。

4 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成17年佐賀県条例第72号）及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成17年佐賀県条例第75号）の改正

平成18年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の給料月額が、同日において受けていた給料月額（佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成21年佐賀県条例第46号）及び佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（平成21年佐賀県条例第47号）の施行の日において次に掲げる職員である者）にあっては、当該給料月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額（佐賀県職員給与条例附則第9項の表又は佐賀県公立学校職員給与条例附則第17項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級がこれらの表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下「特定職員」という。））にあっては、50歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が50歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合）にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.6を乗じて得た額）を給料として支給すること。

(1) 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成21年佐賀県条例第46号）附則第3項又は佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（平成21年佐賀県条

例第 47 号) 附則第 2 項に規定する減額改定対象職員 100 分の 99.1

(2) (1)に掲げる職員以外の職員 (医療職給料表(一)の適用を受ける職員又は第 2 号任期付研究員を除く。) 100 分の 99.34

5 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日 (公布の日が月の初日であるときは、その日) から実施すること。

(2) 平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置

平成23年12月に支給する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例第17条の規定その他の期末手当に係る規定により算定される期末手当の額 (以下「基準額」という。) から、ア及びイに掲げる額の合計額 (以下「調整額」という。) に相当する額を減じた額とすること。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しないこととすること。

ア 平成23年 4 月 1 日 (同月 2 日から同年12月 1 日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの (佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例 (平成17年佐賀県条例第72号) 附則第 7 条又は佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例 (平成17年佐賀県条例第75号) 附則第 7 条の規定の適用を受けない職員に限る。)、医療職給料表(一)の適用を受ける職員、第 2 号任期付研究員若しくは第 1 号任期付研究員若しくは特定任期付職員でその号給が 1 号給から 3 号給までであるものからこれらの職員以外の職員 (以下「減額改定対象職員」という。) となった者 (同年 4 月 1 日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。) にあっては、その減額改定対象職員となった日 (当該日が 2 以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日)) において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特地勤務手当 (これに準ずる手当を含む。)、へき地手当 (これに準ずる手当を含む。) 及び教職調整額の月額合計額に100分の 0.41 を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数 (同年 4 月 1 日から当該実施の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1 級	1 号給から 93 号給まで

	2 級	1 号給から 76 号給まで
	3 級	1 号給から 60 号給まで
	4 級	1 号給から 44 号給まで
	5 級	1 号給から 36 号給まで
	6 級	1 号給から 28 号給まで
	7 級	1 号給から 16 号給まで
	8 級	1 号給から 4 号給まで
研究職給料表	1 級	1 号給から 108 号給まで
	2 級	1 号給から 84 号給まで
	3 級	1 号給から 52 号給まで
	4 級	1 号給から 36 号給まで
	5 級	1 号給から 16 号給まで
医療職給料表(二)	1 級	1 号給から 85 号給まで
	2 級	1 号給から 84 号給まで
	3 級	1 号給から 68 号給まで
	4 級	1 号給から 56 号給まで
	5 級	1 号給から 40 号給まで
	6 級	1 号給から 24 号給まで
	7 級	1 号給から 8 号給まで
医療職給料表(三)	1 級	1 号給から 108 号給まで
	2 級	1 号給から 92 号給まで
	3 級	1 号給から 68 号給まで
	4 級	1 号給から 56 号給まで
	5 級	1 号給から 40 号給まで
	6 級	1 号給から 20 号給まで
高等学校等教育職給料表	1 級	1 号給から 104 号給まで
	2 級	1 号給から 84 号給まで
	特 2 級	1 号給から 60 号給まで
	3 級	1 号給から 36 号給まで
中学校・小学校教育職給料表	1 級	1 号給から 104 号給まで
	2 級	1 号給から 96 号給まで
	特 2 級	1 号給から 60 号給まで
	3 級	1 号給から 52 号給まで
公安職給料表	1 級	1 号給から 104 号給まで
	2 級	1 号給から 96 号給まで
	3 級	1 号給から 84 号給まで

	4 級	1号給から 68号給まで
	5 級	1号給から 44号給まで
	6 級	1号給から 36号給まで
	7 級	1号給から 28号給まで
	8 級	1号給から 16号給まで
	9 級	1号給から 4号給まで

イ 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.41を乗じて得た額

(3) その他所要の措置

(2)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

別記第1

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	464,600
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	467,700
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	470,800
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	473,900
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,400	476,900
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	424,700	480,000
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	426,900	483,100
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	429,100	486,200
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	431,200	489,100
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	433,300	492,200
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	435,400	495,300
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	437,600	498,400
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	439,500	501,200
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	441,400	503,600
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	443,400	506,000
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	445,400	508,400
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000	447,300	510,800
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000	449,100	512,300
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900	450,900	513,800
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800	452,700	515,300
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700	454,500	516,500
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500	456,000	518,000
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400	457,500	519,500
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400	459,000	521,000
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300	460,500	522,300
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800	461,900	523,400
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400	463,300	524,600
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000	464,600	525,800
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600	465,600	527,000
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900	466,400	527,900
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200	467,200	528,800
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500	468,000	529,700
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700	468,700	530,500
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000	469,500	531,400
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300	470,300	532,300
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500	471,100	533,200
	37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800	471,900	534,100
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700	472,700	535,000
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600	473,500	535,900
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500	474,300	536,800

再任用 職員以 外の職 員	41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100	475,100	537,700
	42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900	475,800	
	43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600	476,600	
	44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400	477,400	
	45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200	478,200	
	46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000		
	47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800		
	48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600		
	49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200		
	50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000		
	51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800		
	52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600		
	53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200		
	54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000		
	55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800		
	56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600		
	57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200		
	58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000		
	59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800		
	60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600		
	61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200		
	62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200			
	63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900			
	64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600			
	65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900			
	66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500			
	67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200			
	68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900			
	69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400			
	70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100			
	71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800			
	72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500			
	73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000			
	74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700			
	75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400			
	76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100			
	77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600			
	78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100				
	79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800				
	80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500				
	81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000				
	82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700				
	83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400				
	84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100				
	85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600				
	86	239,700	294,800	343,200	383,900					
	87	240,400	295,100	343,700	384,500					
	88	241,100	295,500	344,200	385,100					

	89	241,900	295,800	344,600	385,800					
	90	242,400	296,200	345,100	386,400					
	91	242,900	296,600	345,600	387,000					
	92	243,400	297,000	346,100	387,600					
	93	243,700	297,100	346,300	388,300					
	94		297,500	346,800						
	95		297,900	347,300						
	96		298,300	347,800						
	97		298,500	347,900						
	98		298,900	348,400						
	99		299,300	348,900						
	100		299,700	349,400						
	101		299,900	349,700						
	102		300,300	350,100						
	103		300,700	350,500						
	104		301,100	350,900						
	105		301,300	351,400						
	106		301,600	351,800						
	107		302,000	352,200						
	108		302,400	352,600						
	109		302,600	353,100						
	110		303,000	353,500						
	111		303,400	353,900						
	112		303,700	354,200						
	113		303,800	354,700						
	114		304,200							
	115		304,600							
	116		305,000							
	117		305,200							
	118		305,500							
	119		305,800							
	120		306,100							
	121		306,500							
	122		306,800							
	123		307,100							
	124		307,400							
	125		307,800							
再任用 職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

研究職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	135,700	185,100	274,800	332,000	392,300
	2	136,800	187,500	277,600	334,200	395,200
	3	138,000	189,900	280,400	336,400	398,100
	4	139,100	192,300	283,200	338,600	400,900
	5	140,200	194,800	285,800	340,600	403,300
	6	141,500	197,100	288,600	342,700	406,100
	7	142,800	199,400	291,400	344,800	408,900
	8	144,100	201,700	294,200	346,900	411,600
	9	145,200	203,800	296,800	349,000	414,300
	10	146,900	206,100	299,600	351,100	417,100
	11	148,500	208,400	302,400	353,200	419,900
	12	150,100	210,700	305,200	355,300	422,700
	13	151,600	212,900	307,800	357,400	425,600
	14	153,500	215,300	310,600	359,300	428,400
	15	155,400	217,700	313,400	361,300	431,200
	16	157,400	220,100	316,200	363,300	434,000
	17	159,200	222,400	318,800	365,200	436,500
	18	161,300	225,300	321,100	367,200	439,100
	19	163,500	228,200	323,400	369,200	441,700
	20	165,600	231,100	325,700	371,200	444,300
	21	167,800	233,800	328,100	373,100	446,900
	22	170,200	236,600	330,200	375,100	449,500
	23	172,500	239,400	332,200	377,100	452,100
	24	174,800	242,200	334,300	379,100	454,700
	25	176,900	245,100	336,500	380,700	457,100
	26	179,000	247,800	338,400	382,600	459,600
	27	181,100	250,500	340,300	384,500	462,200
	28	183,200	253,200	342,200	386,400	464,700
	29	185,200	256,000	344,200	388,300	467,200
	30	187,000	258,400	345,900	390,300	469,800
	31	188,800	260,800	347,600	392,300	472,400
	32	190,600	263,200	349,300	394,300	475,000
	33	192,400	265,200	350,800	396,100	477,300
	34	194,300	267,700	352,300	397,900	479,800
	35	196,200	270,100	353,800	399,500	482,300
	36	198,100	272,500	355,300	401,300	484,800
	37	199,800	274,700	356,700	402,600	487,300
	38	201,700	276,600	358,100	404,100	489,800
	39	203,600	278,500	359,500	405,500	492,300
	40	205,500	280,400	360,900	406,900	494,800

	41	207,500	282,100	361,900	408,300	497,200
	42	209,400	283,400	363,100	409,700	499,500
	43	211,300	284,700	364,400	411,200	501,800
	44	213,200	286,000	365,600	412,800	504,100
	45	215,100	287,000	366,900	414,200	506,100
	46	217,100	288,300	368,200	415,700	507,700
	47	219,100	289,600	369,500	417,300	509,300
	48	221,100	290,900	370,800	418,900	510,900
	49	222,900	292,300	371,900	420,200	512,600
	50	224,900	293,600	373,200	421,700	514,100
	51	226,900	294,900	374,500	423,200	515,500
	52	228,900	296,200	375,800	424,700	517,000
	53	230,700	297,400	376,500	426,100	518,300
	54	232,700	298,700	377,500	427,500	519,500
	55	234,700	300,000	378,500	428,900	520,700
	56	236,700	301,300	379,500	430,300	521,900
	57	238,400	302,400	380,400	431,500	523,000
	58	239,900	303,600	381,200	432,900	524,000
	59	241,300	304,800	381,900	434,300	525,000
再任用 職員以 外の職 員	60	242,800	306,000	382,600	435,700	526,000
	61	244,100	307,100	383,200	436,600	527,100
	62	245,500	308,200	384,000	437,600	528,000
	63	246,900	309,300	384,900	438,600	528,900
	64	248,300	310,400	385,800	439,600	529,800
	65	249,800	311,600	386,500	440,500	530,700
	66	251,200	312,700	387,300	441,400	531,600
	67	252,600	313,800	388,100	442,300	532,500
	68	254,000	314,900	388,900	443,200	533,400
	69	255,300	316,100	389,500	443,800	534,400
	70	256,800	317,200	390,200	444,700	535,300
	71	258,300	318,300	390,900	445,600	536,200
	72	259,800	319,400	391,600	446,500	537,100
	73	261,200	320,300	392,300	447,200	538,100
	74	262,600	321,400	393,000		
	75	264,000	322,500	393,700		
	76	265,400	323,600	394,400		
	77	266,500	324,700	395,200		
	78	267,800	325,700	395,800		
	79	269,100	326,700	396,500		
	80	270,400	327,700	397,200		
	81	271,800	328,800	397,900		
	82	273,100	329,600	398,600		
	83	274,400	330,300	399,300		
	84	275,700	331,100	400,000		
	85	276,900	331,700	400,500		
	86	278,200	332,200	401,200		
	87	279,500	332,700	401,900		
	88	280,800	333,200	402,600		

	89	281,900	333,500	403,000		
	90	283,100	334,000			
	91	284,300	334,500			
	92	285,500	335,000			
	93	286,600	335,300			
	94	287,600	335,800			
	95	288,600	336,300			
	96	289,600	336,800			
	97	290,200	337,400			
	98	291,100	337,900			
	99	292,000	338,400			
	100	292,900	338,900			
	101	293,800	339,400			
	102	294,500	339,900			
	103	295,200	340,400			
	104	295,900	340,900			
	105	296,700	341,400			
	106	297,200	341,900			
	107	297,700	342,400			
	108	298,200	342,900			
	109	298,400	343,500			
	110	298,800	344,000			
	111	299,100	344,500			
	112	299,400	345,000			
	113	299,800	345,600			
	114	300,100	346,100			
	115	300,400	346,600			
	116	300,700	347,100			
	117	301,000	347,600			
	118	301,400	348,100			
	119	301,800	348,600			
	120	302,200	349,100			
	121	302,500	349,500			
再任用 職員		215,700	261,200	286,900	330,100	389,800

備考 この表は、試験場等で人事委員会の指定するものに勤務する研究員の職にある職員に適用する。

医療職給料表

ロ 医療職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,200
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	377,900
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	380,600
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	383,300
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	385,900
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	388,600
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	391,300
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,000
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	396,200
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	398,500
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	400,700
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	403,000
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400	405,100
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400	407,100
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400	409,200
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400	411,400
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400	413,300
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500	415,300
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500	417,400
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600	419,500
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500	421,300
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600	422,900
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700	424,500
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800	426,100
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,300	427,600
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,100	428,900
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	381,900	430,200
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	383,700	431,500
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	385,500	432,900
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	387,000	434,200
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	388,700	435,500
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	390,400	436,700
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	391,900	437,900
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	393,200	439,200
	35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	394,500	440,500
	36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	395,800	441,800
	37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	396,900	443,100
	38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	398,100	443,900
	39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	399,200	444,700
	40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	400,400	445,500

再任用 職員以 外の職 員	41	202,600	242,700	280,000	312,100	359,900	401,200	446,100
	42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,100	402,000	446,900
	43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,300	402,800	447,700
	44	206,200	247,200	285,100	317,200	363,500	403,600	448,500
	45	207,500	248,600	286,800	318,500	364,700	404,100	449,100
	46	208,600	250,200	288,500	320,000	365,600	404,800	449,900
	47	209,700	251,800	290,200	321,500	366,800	405,500	450,700
	48	210,800	253,400	291,900	323,100	367,900	406,200	451,500
	49	211,900	255,000	293,400	324,600	369,000	407,000	452,100
	50	212,900	256,400	295,000	325,900	370,000	407,700	452,900
	51	213,900	257,800	296,600	327,200	371,000	408,400	453,700
	52	214,900	259,200	298,200	328,500	372,000	409,100	454,500
	53	215,700	260,500	299,600	329,600	372,800	409,700	455,100
	54	216,700	261,900	301,100	330,600	373,700	410,400	
	55	217,600	263,300	302,600	331,700	374,600	411,100	
	56	218,600	264,700	304,100	332,800	375,500	411,800	
	57	219,500	265,800	305,500	333,300	376,100	412,400	
	58	220,400	267,100	306,800	334,200	376,900	413,100	
	59	221,300	268,400	308,100	335,000	377,700	413,800	
	60	222,200	269,700	309,500	335,900	378,500	414,500	
	61	223,200	270,800	310,800	336,700	379,000	414,800	
	62	224,200	272,100	312,100	337,100	379,700	415,400	
	63	225,200	273,400	313,400	337,800	380,400	416,100	
	64	226,300	274,700	314,700	338,500	381,100	416,800	
	65	227,000	275,900	316,100	339,100	381,700	417,300	
	66	227,900	277,000	316,900	339,800	382,400		
	67	228,800	278,100	317,700	340,500	383,100		
	68	229,700	279,200	318,500	341,200	383,800		
	69	230,400	280,300	319,100	341,900	384,300		
	70	231,100	281,400	319,800	342,500	384,900		
	71	231,800	282,500	320,500	343,100	385,500		
	72	232,500	283,600	321,100	343,700	386,100		
	73	233,300	284,500	321,900	344,000	386,700		
	74	234,100	285,200	322,200	344,600	387,300		
	75	234,900	285,900	322,800	345,200	387,900		
	76	235,700	286,700	323,400	345,800	388,500		
	77	236,300	287,500	324,000	346,300	389,000		
	78	236,900	288,100	324,500	346,800	389,600		
	79	237,500	288,700	325,000	347,300	390,200		
	80	238,100	289,300	325,500	347,800	390,800		
	81	238,600	290,000	326,100	348,200	391,500		
	82	239,000	290,500	326,600	348,600	392,100		
	83	239,400	291,000	327,100	349,000	392,700		
	84	239,800	291,500	327,600	349,400	393,300		
	85	240,300	291,700	328,100	349,900	394,000		
	86		291,900	328,500	350,300			
	87		292,100	328,800	350,700			
	88		292,300	329,200	351,100			

	89		292,700	329,600	351,500			
	90		292,900	330,000	351,900			
	91		293,100	330,400	352,300			
	92		293,300	330,800	352,600			
	93		293,700	331,300	353,000			
	94		293,900	331,600	353,400			
	95		294,100	332,000	353,800			
	96		294,400	332,400	354,100			
	97		294,800	332,600	354,600			
	98		295,100	333,000	355,000			
	99		295,400	333,400	355,400			
	100		295,700	333,800	355,800			
	101		296,000	334,000	356,300			
	102		296,300	334,400	356,700			
	103		296,600	334,800	357,100			
	104		296,900	335,000	357,500			
	105		297,200	335,100	358,000			
	106			335,500				
	107			335,900				
	108			336,300				
	109			336,500				
	110			336,900				
	111			337,300				
	112			337,700				
	113			337,900				
再任用 職員		186,800	213,500	245,700	259,300	285,500	327,000	370,000

備考 この表は、薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,000
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,100
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,200
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	380,300
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	382,300
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	384,000
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	385,900
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	387,800
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	389,700
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	391,600
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	393,500
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	395,400
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	397,100
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	398,800
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	400,600
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	402,400
	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	404,000
	38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	405,800
	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	407,600
	40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	409,400

	41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,100	411,000
	42	218,900	246,900	290,000	317,800	355,600	412,700
	43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,100	414,400
	44	221,700	249,400	293,200	320,800	358,600	416,000
	45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,200	417,500
	46	224,600	252,000	296,100	323,500	361,400	419,100
	47	226,100	253,400	297,600	324,900	362,900	420,600
	48	227,600	254,800	299,100	326,400	364,200	422,200
	49	228,900	256,200	300,500	327,700	365,600	423,800
	50	230,300	257,700	301,900	329,100	367,000	425,400
	51	231,700	259,100	303,300	330,400	368,400	427,000
	52	233,100	260,500	304,700	331,800	369,800	428,600
	53	234,400	262,000	306,200	333,200	371,300	430,100
	54	235,700	263,600	307,600	334,600	372,500	431,600
	55	237,000	265,200	309,000	336,000	373,700	433,100
	56	238,300	266,700	310,400	337,400	374,900	434,600
	57	239,500	268,300	311,600	338,300	376,000	435,700
	58	240,800	269,900	312,900	339,600	377,000	436,600
	59	242,000	271,500	314,200	340,800	378,000	437,500
	60	243,300	273,100	315,600	342,100	379,000	438,400
	61	244,500	274,700	316,800	343,300	379,700	439,300
	62	245,800	276,200	318,100	344,300	380,500	440,200
	63	247,100	277,700	319,400	345,600	381,300	441,100
	64	248,400	279,200	320,700	346,900	382,100	442,000
	65	249,600	280,800	322,000	348,000	383,000	442,900
	66	250,900	282,300	323,300	349,200	383,800	443,700
	67	252,300	283,800	324,600	350,400	384,600	444,500
	68	253,700	285,300	325,900	351,500	385,400	445,300
	69	254,800	286,600	326,700	352,500	386,200	446,100
	70	256,100	288,100	327,800	353,600	386,900	
	71	257,400	289,600	328,900	354,700	387,600	
	72	258,700	291,100	329,800	355,800	388,300	
	73	260,100	292,400	331,100	356,700	389,000	
	74	261,400	293,800	331,900	357,800	389,600	
	75	262,700	295,200	333,100	358,900	390,200	
	76	264,000	296,600	334,300	360,000	390,800	
	77	265,100	298,100	335,400	360,800	391,200	
	78	266,300	299,400	336,600	361,600	391,800	
	79	267,600	300,700	337,800	362,400	392,400	
	80	268,900	302,000	339,000	363,200	393,000	
	81	270,000	302,900	340,100	363,900	393,500	
	82	271,100	304,100	341,200	364,500	394,100	
	83	272,200	305,300	342,300	365,100	394,700	
再任用 職員以 外の職 員	84	273,300	306,600	343,400	365,700	395,300	
	85	274,200	307,700	344,300	366,400	395,800	
	86	275,300	308,900	345,300	367,000	396,400	
	87	276,400	310,100	346,300	367,600	397,000	
	88	277,500	311,300	347,300	368,200	397,600	

89	278,600	312,600	348,400	368,600	398,000
90	279,600	313,800	349,200	369,200	398,500
91	280,600	315,000	350,000	369,800	399,100
92	281,600	316,200	350,800	370,400	399,700
93	282,600	317,100	351,600	370,700	400,200
94	283,600	317,800	352,300	371,200	
95	284,600	318,500	353,000	371,700	
96	285,600	319,100	353,700	372,200	
97	286,500	319,800	354,200	372,800	
98	287,300	320,200	354,700	373,300	
99	288,100	320,900	355,200	373,800	
100	289,000	321,600	355,700	374,300	
101	289,800	322,000	356,200	374,900	
102	290,600	322,600	356,700	375,400	
103	291,400	323,200	357,200	375,900	
104	292,200	323,800	357,700	376,300	
105	292,900	324,200	358,000	376,900	
106	293,400	324,700	358,500	377,400	
107	293,900	325,200	359,000	377,900	
108	294,400	325,700	359,500	378,400	
109	294,600	326,100	360,000	379,000	
110	295,000	326,500	360,500	379,500	
111	295,200	326,900	361,000	380,000	
112	295,600	327,300	361,500	380,500	
113	295,900	327,700	362,000	381,100	
114	296,200	328,100	362,500		
115	296,600	328,500	363,000		
116	296,900	328,800	363,400		
117	297,200	329,100	363,800		
118	297,500	329,500	364,300		
119	297,800	329,900	364,800		
120	298,200	330,300	365,300		
121	298,500	330,500	365,700		
122	298,900	330,900	366,200		
123	299,300	331,300	366,700		
124	299,700	331,700	367,200		
125	299,900	331,900	367,600		
126	300,200	332,200			
127	300,600	332,600			
128	301,000	332,900			
129	301,200	333,000			
130	301,600	333,400			
131	302,000	333,800			
132	302,400	334,200			
133	302,600	334,500			
134	303,000	334,900			
135	303,400	335,300			
136	303,800	335,700			

137	304,000	336,000				
138	304,300	336,400				
139	304,700	336,800				
140	305,100	337,200				
141	305,300	337,500				
142	305,700	337,900				
143	306,100	338,300				
144	306,400	338,700				
145	306,500	339,000				
146	306,900	339,400				
147	307,300	339,800				
148	307,700	340,200				
149	307,900	340,500				
150	308,200	340,900				
151	308,500	341,300				
152	308,800	341,700				
153	309,200	342,000				
154	309,500					
155	309,700					
156	310,000					
157	310,400					
158	310,700					
159	311,000					
160	311,300					
161	311,700					
162	312,000					
163	312,300					
164	312,600					
165	313,000					
166	313,300					
167	313,600					
168	313,900					
169	314,300					
再任用 職員	233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400

備考 この表は、保健師、助産師、看護師、準看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

高等学校等教育職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	192,800	254,100	330,600	422,000
	2	150,300	194,500	256,900	332,900	423,800
	3	151,800	196,200	259,700	335,200	425,600
	4	153,300	197,900	262,500	337,500	427,400
	5	154,900	199,700	265,100	339,800	429,100
	6	156,800	201,400	267,800	342,100	430,700
	7	158,600	203,100	270,400	344,400	432,600
	8	160,400	204,800	273,000	346,700	434,500
	9	162,200	206,600	275,600	348,900	436,300
	10	164,300	208,500	278,300	351,100	438,100
	11	166,300	210,400	281,000	353,300	440,000
	12	168,300	212,300	283,700	355,500	441,900
	13	170,300	214,000	286,400	357,700	443,600
	14	172,500	216,000	289,100	359,700	445,500
	15	174,700	218,000	291,800	361,800	447,400
	16	176,900	220,000	294,500	363,900	449,300
	17	179,200	221,900	297,200	365,900	451,100
	18	181,800	224,600	299,900	367,900	453,000
	19	184,300	227,300	302,600	369,900	454,900
	20	186,800	230,000	305,300	371,900	456,800
	21	189,300	232,800	308,000	374,000	458,400
	22	191,000	235,700	310,700	376,000	460,300
	23	192,700	238,600	313,400	378,000	462,200
	24	194,400	241,500	316,100	380,000	464,000
	25	195,900	244,300	318,800	381,600	465,700
	26	197,600	247,100	321,200	383,500	467,400
	27	199,300	249,900	323,600	385,400	469,100
	28	201,000	252,700	326,000	387,300	470,800
	29	202,500	255,500	328,400	389,200	472,600
	30	204,200	258,100	330,500	391,200	474,300
	31	205,900	260,700	332,700	393,200	475,900
	32	207,600	263,300	334,900	395,200	477,600
	33	209,200	265,700	337,100	397,100	479,300
	34	211,000	268,300	339,300	398,800	480,300
	35	212,800	270,800	341,500	400,500	481,300
	36	214,600	273,300	343,700	402,300	482,300
	37	216,300	275,800	345,900	403,500	483,400
	38	218,100	278,400	348,100	405,000	
	39	219,900	281,000	350,300	406,400	
	40	221,700	283,600	352,500	407,900	

	41	223,600	286,100	354,700	409,600
	42	225,400	288,700	356,800	411,000
	43	227,200	291,200	358,900	412,400
	44	229,000	293,700	361,000	414,000
	45	230,900	296,000	363,100	415,700
	46	232,600	298,700	365,200	417,000
	47	234,300	301,400	367,200	418,600
	48	236,000	304,100	369,300	420,200
	49	237,600	306,600	371,200	421,900
	50	239,300	309,100	373,100	423,300
	51	241,000	311,600	375,100	424,900
	52	242,700	314,100	377,100	426,500
	53	244,100	316,500	379,100	428,200
	54	245,800	318,700	380,900	429,700
	55	247,400	320,900	382,700	431,300
	56	249,100	323,100	384,500	432,900
	57	250,600	325,400	386,200	434,500
	58	252,200	327,600	387,900	436,100
	59	253,800	329,800	389,600	437,600
	60	255,400	331,900	391,300	439,200
	61	257,000	334,100	392,600	440,800
	62	258,600	336,300	394,000	442,400
	63	260,200	338,500	395,400	443,900
	64	261,700	340,700	396,700	445,500
	65	263,200	342,900	398,100	447,200
	66	264,900	345,100	399,400	448,700
	67	266,500	347,300	400,800	450,300
	68	268,200	349,500	402,200	451,900
	69	269,700	351,500	403,700	453,500
	70	271,200	353,600	405,000	455,100
	71	272,700	355,700	406,400	456,700
	72	274,200	357,800	407,800	458,300
	73	275,500	359,600	409,100	459,800
	74	276,900	361,500	410,500	460,800
	75	278,300	363,500	411,900	461,800
再任用	76	279,700	365,400	413,300	462,800
職員以	77	281,100	367,400	414,500	463,600
外の職	78	282,300	369,100	415,800	
員	79	283,500	370,800	417,100	
	80	284,700	372,500	418,500	
	81	286,000	374,200	419,900	
	82	287,200	375,700	421,200	
	83	288,400	377,200	422,400	
	84	289,600	378,700	423,700	
	85	290,900	379,800	425,000	
	86	292,100	381,200	426,200	
	87	293,300	382,600	427,400	
	88	294,500	384,000	428,600	

89	295,700	385,300	429,700
90	296,900	386,600	430,800
91	298,100	387,900	431,900
92	299,300	389,200	433,000
93	300,100	390,600	434,100
94	301,300	391,800	435,200
95	302,500	393,100	436,300
96	303,700	394,400	437,400
97	304,700	395,800	438,300
98	305,800	396,800	439,100
99	306,900	397,900	439,900
100	308,000	399,000	440,700
101	308,900	399,900	441,500
102	310,000	400,900	442,100
103	311,100	402,000	442,700
104	312,200	403,100	443,300
105	312,800	403,900	443,800
106	313,700	404,900	444,400
107	314,500	405,900	445,000
108	315,300	406,900	445,600
109	316,200	407,800	446,200
110	316,700	408,700	
111	317,200	409,600	
112	317,700	410,500	
113	318,300	411,100	
114	318,800	411,900	
115	319,300	412,700	
116	319,800	413,500	
117	320,400	414,300	
118	320,900	415,100	
119	321,400	415,800	
120	321,900	416,600	
121	322,400	417,200	
122	322,800	417,700	
123	323,300	418,200	
124	323,800	418,700	
125	324,400	419,100	
126	324,800	419,600	
127	325,200	420,100	
128	325,600	420,600	
129	325,900	421,000	
130	326,300	421,500	
131	326,700	422,000	
132	327,100	422,500	
133	327,300	422,900	
134	327,500	423,400	
135	327,800	423,900	
136	328,100	424,400	

	137	328,400	424,800			
	138	328,600				
	139	328,900				
	140	329,200				
	141	329,400				
	142	329,700				
	143	330,000				
	144	330,300				
	145	330,600				
	146	330,900				
	147	331,200				
	148	331,500				
	149	331,700				
	150	331,900				
	151	332,200				
	152	332,500				
	153	332,700				
再任用 職員		234,000	277,500	306,800	335,400	421,200

備考（一） この表は、次に掲げる者に適用する。

ア 高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手

イ 県立の中学校に勤務する教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師のうち、当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校に兼ねて勤務を命ぜられた者

（二） この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

中学校・小学校教育職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	164,400	254,100	285,600	411,600
	2	150,300	166,500	256,900	288,700	413,100
	3	151,800	168,600	259,700	291,800	414,600
	4	153,300	170,800	262,500	294,900	416,100
	5	154,900	172,800	265,100	297,600	417,600
	6	156,800	175,000	267,800	300,700	419,100
	7	158,600	177,200	270,400	303,800	420,700
	8	160,400	179,400	273,000	306,900	422,300
	9	162,200	181,700	275,600	309,900	423,700
	10	164,300	184,500	278,300	312,800	425,100
	11	166,300	187,200	281,000	315,700	426,500
	12	168,300	189,900	283,700	318,600	427,900
	13	170,300	192,800	286,400	321,400	429,200
	14	172,500	194,500	289,100	323,700	430,600
	15	174,700	196,200	291,800	326,000	432,000
	16	176,900	197,900	294,500	328,300	433,400
	17	179,200	199,700	297,200	330,600	434,700
	18	181,800	201,400	299,900	332,900	436,100
	19	184,300	203,100	302,600	335,200	437,400
	20	186,800	204,800	305,300	337,500	438,800
	21	189,300	206,600	308,000	339,800	439,900
	22	191,000	208,500	310,700	342,100	441,300
	23	192,700	210,400	313,400	344,400	442,600
	24	194,400	212,300	316,100	346,700	444,000
	25	195,900	214,000	318,800	348,900	445,300
	26	197,500	216,000	321,200	350,800	446,600
	27	199,100	218,000	323,600	352,700	447,900
	28	200,700	220,000	326,000	354,600	449,200
	29	202,400	221,900	328,400	356,500	450,500
	30	204,100	224,600	330,500	358,400	451,700
	31	205,800	227,300	332,700	360,200	452,900
	32	207,500	230,000	334,900	362,100	454,100
	33	209,000	232,800	337,100	363,900	455,300
	34	210,700	235,700	339,200	365,700	456,200
	35	212,400	238,600	341,300	367,500	457,100
	36	214,100	241,500	343,400	369,300	458,000
	37	215,700	244,300	345,500	371,200	458,900
	38	217,400	247,100	347,500	372,800	
	39	219,100	249,900	349,500	374,400	
	40	220,800	252,700	351,500	376,000	

	41	222,600	255,500	353,500	377,400
	42	224,400	258,100	355,300	378,900
	43	226,200	260,700	357,100	380,400
	44	228,000	263,300	358,900	381,900
	45	229,900	265,700	360,700	383,500
	46	231,600	268,300	362,400	385,100
	47	233,300	270,800	364,100	386,700
	48	235,000	273,300	365,700	388,300
	49	236,700	275,800	367,200	389,800
	50	238,400	278,400	368,800	391,300
	51	240,100	281,000	370,500	392,800
	52	241,800	283,600	372,200	394,300
	53	243,100	286,100	373,900	395,500
	54	244,800	288,700	375,400	396,800
	55	246,400	291,200	376,900	397,900
	56	248,100	293,700	378,400	399,100
	57	249,600	296,000	379,900	400,600
	58	251,100	298,700	381,300	401,800
	59	252,600	301,400	382,700	403,100
	60	254,100	304,100	384,100	404,400
	61	255,700	306,600	385,000	405,700
	62	257,200	309,100	386,200	406,800
	63	258,700	311,600	387,400	408,200
	64	260,100	314,100	388,600	409,600
	65	261,400	316,500	389,700	410,800
	66	263,000	318,700	390,900	411,900
	67	264,600	320,900	391,900	413,100
	68	266,100	323,100	393,000	414,300
	69	267,800	325,400	394,200	415,300
	70	269,300	327,600	395,300	416,500
	71	270,800	329,800	396,400	417,700
	72	272,300	331,900	397,600	418,900
	73	273,600	334,100	398,700	419,800
再任用	74	274,900	336,300	399,800	420,600
職員以	75	276,200	338,500	400,900	421,400
外の職	76	277,500	340,700	402,000	422,200
員	77	278,900	342,700	402,900	422,900
	78	280,100	344,600	403,900	423,700
	79	281,300	346,500	404,900	424,500
	80	282,500	348,400	405,900	425,300
	81	283,800	350,200	406,800	426,100
	82	285,000	352,000	407,600	426,800
	83	286,200	353,800	408,400	427,400
	84	287,400	355,600	409,200	428,100
	85	288,500	357,100	410,000	428,800
	86	289,500	358,800	410,800	429,500
	87	290,500	360,500	411,600	430,200
	88	291,500	362,100	412,400	430,900

89	292,600	363,800	413,200	431,600
90	293,500	365,100	413,900	432,300
91	294,400	366,500	414,600	433,000
92	295,300	367,900	415,300	433,700
93	295,800	369,400	415,800	434,200
94	296,600	370,700	416,500	
95	297,400	372,000	417,200	
96	298,200	373,300	417,900	
97	299,100	374,300	418,400	
98	299,900	375,300	419,000	
99	300,700	376,300	419,600	
100	301,500	377,300	420,100	
101	302,400	378,400	420,600	
102	302,900	379,400	421,200	
103	303,400	380,400	421,800	
104	303,900	381,400	422,300	
105	304,100	382,300	422,700	
106	304,500	383,200	423,300	
107	304,800	384,100	423,900	
108	305,100	385,100	424,400	
109	305,300	386,000	424,900	
110	305,600	387,000		
111	305,900	388,000		
112	306,200	389,000		
113	306,400	389,600		
114	306,600	390,500		
115	306,800	391,400		
116	307,100	392,300		
117	307,400	393,200		
118	307,700	394,000		
119	308,000	394,800		
120	308,300	395,600		
121	308,400	396,300		
122	308,700	397,100		
123	309,000	397,900		
124	309,300	398,700		
125	309,500	399,400		
126		400,100		
127		400,800		
128		401,500		
129		402,200		
130		402,900		
131		403,600		
132		404,300		
133		404,600		
134		405,200		
135		405,800		
136		406,400		

	137		406,800			
	138		407,400			
	139		408,000			
	140		408,600			
	141		409,000			
	142		409,600			
	143		410,200			
	144		410,800			
	145		411,200			
	146		411,800			
	147		412,400			
	148		413,000			
	149		413,400			
再任用 職員		225,200	274,200	301,800	328,600	411,000

備考（一） この表は、中学校及び小学校に勤務する校長、教頭、教諭、主幹教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師(別表第一の適用を受ける者を除く。)に適用する。

（二） この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

公安職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	158,100	173,600	200,200	240,100	291,600	319,600	349,100	385,300	428,000
	2	159,800	175,400	202,200	241,900	293,900	321,900	351,400	387,500	429,900
	3	161,500	177,200	204,200	243,700	296,200	324,200	353,700	389,700	431,800
	4	163,200	179,000	206,200	245,500	298,500	326,500	356,000	391,900	433,700
	5	164,700	180,900	208,200	247,400	300,600	328,900	358,100	393,800	435,100
	6	166,600	183,200	210,200	249,300	302,900	331,100	360,300	395,800	436,800
	7	168,400	185,500	212,200	251,200	305,200	333,400	362,500	397,800	438,400
	8	170,300	187,800	214,200	253,100	307,500	335,700	364,700	399,700	440,000
	9	172,000	190,000	216,300	254,800	309,600	337,800	366,800	401,600	441,600
	10	173,700	192,600	218,100	256,700	311,900	340,100	369,000	403,600	443,300
	11	175,400	195,100	219,900	258,600	314,200	342,400	371,200	405,700	445,000
	12	177,100	197,600	221,700	260,400	316,500	344,700	373,400	407,800	446,700
	13	179,000	200,000	223,600	262,100	318,600	346,800	375,600	409,700	448,000
	14	181,100	201,800	225,500	263,700	320,900	349,000	377,800	411,800	449,600
	15	183,200	203,600	227,400	265,300	323,200	351,200	380,000	413,900	451,400
	16	185,300	205,400	229,300	266,800	325,500	353,400	382,200	416,000	453,200
	17	187,500	207,300	231,000	268,100	327,600	355,700	384,100	417,800	454,800
	18	189,900	209,200	232,800	270,000	329,900	357,800	386,100	419,500	456,600
	19	192,300	211,100	234,600	271,800	332,100	359,900	388,200	421,200	458,400
	20	194,700	213,000	236,400	273,600	334,400	362,000	390,200	422,900	460,200
	21	197,200	214,700	238,200	275,200	336,500	364,200	392,100	424,600	461,800
	22	199,000	216,500	239,700	277,100	338,600	366,200	394,200	426,200	463,600
	23	200,800	218,300	241,200	279,000	340,700	368,300	396,300	427,700	465,300
	24	202,600	220,100	242,700	280,900	342,800	370,400	398,400	429,300	467,100
	25	204,500	221,800	244,200	282,600	345,000	372,400	400,200	430,700	468,700
	26	206,300	223,500	245,800	284,800	347,100	374,500	402,300	432,100	470,200
	27	208,100	225,200	247,400	287,000	349,200	376,600	404,400	433,700	471,700
	28	209,900	226,900	249,000	289,200	351,300	378,700	406,500	435,300	473,200
	29	211,800	228,500	250,400	291,500	353,500	380,800	408,100	436,600	474,400
	30	213,600	230,300	251,800	293,500	355,600	382,900	409,900	438,300	475,200
	31	215,400	232,100	253,300	295,500	357,700	385,000	411,600	440,000	475,900
	32	217,200	233,900	254,800	297,500	359,800	387,100	413,300	441,700	476,700
	33	218,900	235,500	256,000	299,400	361,600	389,000	415,100	443,100	477,200
	34	220,600	237,100	257,500	301,300	363,700	391,100	416,600	444,800	478,000
	35	222,300	238,700	258,900	303,200	365,700	393,200	418,200	446,500	478,800
	36	224,000	240,300	260,400	305,100	367,800	395,200	419,800	448,100	479,600
	37	225,600	241,800	261,700	307,100	369,800	396,900	421,300	449,600	480,200
	38	227,400	243,300	263,200	309,000	371,900	398,400	422,800	450,400	481,000
	39	229,200	244,800	264,700	310,900	374,000	399,800	424,300	451,200	481,800
	40	231,000	246,300	266,100	312,800	376,100	401,200	425,800	452,000	482,600

再任用 職員以 外の職 員	41	232,600	247,800	267,500	314,700	378,100	402,600	427,400	452,400	483,200
	42	234,100	249,200	269,200	316,600	380,200	403,700	428,700	453,100	484,000
	43	235,600	250,700	270,900	318,500	382,300	404,700	430,000	453,800	484,800
	44	237,100	252,200	272,500	320,400	384,400	405,700	431,300	454,500	485,600
	45	238,600	253,400	274,000	322,300	386,100	406,900	432,300	455,300	486,200
	46	239,900	254,900	275,700	324,200	387,800	408,100	433,100	456,000	
	47	241,200	256,300	277,400	326,100	389,500	409,300	433,900	456,700	
	48	242,500	257,800	279,100	328,000	391,200	410,500	434,700	457,400	
	49	243,600	259,100	280,900	329,800	392,800	411,800	435,300	458,100	
	50	245,000	260,600	282,600	331,400	393,800	412,600	436,100	458,800	
	51	246,500	262,100	284,300	333,100	394,800	413,400	436,900	459,500	
	52	248,000	263,600	286,000	334,800	395,800	414,200	437,700	460,200	
	53	249,200	264,900	287,700	336,500	397,100	414,700	438,300	460,900	
	54	250,700	266,500	289,500	338,300	398,200	415,400	439,000	461,600	
	55	252,100	268,200	291,300	340,100	399,400	416,100	439,700	462,300	
	56	253,600	269,800	293,100	341,900	400,600	416,700	440,400	463,000	
	57	254,900	271,200	294,700	343,300	401,900	417,500	441,000	463,700	
	58	256,200	272,900	296,500	345,000	402,700	417,900	441,700	464,300	
	59	257,500	274,600	298,300	346,700	403,500	418,500	442,400	465,000	
	60	258,800	276,300	300,100	348,400	404,300	419,100	443,100	465,700	
	61	260,100	277,900	301,700	350,100	404,800	419,700	443,800	466,400	
	62	261,500	279,500	303,500	351,800	405,500	420,300	444,400		
	63	262,900	281,100	305,300	353,500	406,200	420,900	445,000		
	64	264,300	282,700	307,100	355,200	406,900	421,500	445,600		
	65	265,700	284,300	308,700	356,900	407,300	422,100	446,100		
	66	267,000	285,800	310,400	358,500	408,000	422,700	446,700		
	67	268,400	287,300	312,100	360,100	408,700	423,300	447,300		
	68	269,800	288,800	313,800	361,700	409,400	423,900	447,900		
	69	271,000	290,400	315,400	363,000	409,900	424,400	448,600		
	70	272,400	292,000	316,900	364,400	410,500	425,000	449,200		
	71	273,800	293,600	318,400	365,700	411,100	425,600	449,800		
	72	275,200	295,200	319,900	367,100	411,700	426,200	450,400		
	73	276,700	296,600	321,000	368,400	412,300	426,600	451,000		
	74	278,100	298,100	322,700	369,700	412,900	427,200	451,600		
	75	279,500	299,600	324,400	371,100	413,500	427,800	452,200		
	76	280,900	301,100	326,100	372,400	414,100	428,400	452,800		
	77	282,100	302,400	327,900	373,700	414,600	428,900	453,500		
	78	283,300	303,900	329,600	374,900	415,200	429,500			
	79	284,500	305,400	331,200	376,100	415,800	430,100			
	80	285,700	306,900	332,900	377,300	416,300	430,700			
	81	287,000	308,400	334,600	378,600	416,700	431,200			
	82	288,300	309,800	336,300	379,800	417,300	431,800			
	83	289,600	311,200	338,000	381,000	417,900	432,400			
	84	290,900	312,600	339,700	382,200	418,500	433,000			
	85	292,300	313,800	341,200	383,300	419,000	433,600			
	86	293,500	315,300	342,700	383,900	419,600				
	87	294,700	316,800	344,200	384,500	420,200				
	88	295,900	318,300	345,700	385,100	420,700				

89	297,100	319,800	347,000	385,700	421,300
90	298,300	321,300	348,400	386,300	421,900
91	299,500	322,800	349,700	386,900	422,500
92	300,700	324,300	351,100	387,500	423,100
93	301,500	325,600	352,500	388,000	423,700
94	302,800	327,000	354,000	388,600	
95	304,100	328,400	355,500	389,200	
96	305,400	329,800	357,000	389,800	
97	306,500	331,000	358,400	390,300	
98	307,700	332,300	359,600	390,900	
99	308,900	333,600	360,700	391,500	
100	310,100	334,900	361,900	392,100	
101	311,300	336,300	363,100	392,500	
102	312,400	337,400	364,200	393,100	
103	313,500	338,600	365,400	393,700	
104	314,600	339,800	366,600	394,300	
105	315,400	340,900	367,800	394,600	
106	316,000	342,000	368,400	395,100	
107	316,600	343,100	369,000	395,600	
108	317,300	344,200	369,600	396,100	
109	317,800	345,400	370,300	396,400	
110	318,400	346,400	370,900	396,900	
111	319,000	347,400	371,500	397,400	
112	319,600	348,400	372,100	397,900	
113	320,400	349,300	372,600	398,200	
114	321,100	350,300	373,200	398,700	
115	321,800	351,300	373,800	399,200	
116	322,600	352,300	374,400	399,700	
117	323,200	353,400	374,800	400,100	
118	324,000	354,000	375,400	400,600	
119	324,800	354,600	376,000	401,100	
120	325,600	355,200	376,600	401,600	
121	326,200	355,700	376,700	402,000	
122	326,700	356,200	377,300	402,500	
123	327,200	356,700	377,900	403,000	
124	327,700	357,200	378,500	403,500	
125	328,000	357,700	379,000	403,900	
126		358,200	379,500		
127		358,700	380,000		
128		359,200	380,500		
129		359,600	380,800		
130		360,100	381,300		
131		360,500	381,800		
132		361,000	382,300		
133		361,200	382,600		
134		361,700	383,100		
135		362,200	383,500		
136		362,700	384,000		

	137		363,000	384,300						
	138		363,400	384,800						
	139		363,900	385,300						
	140		364,400	385,800						
	141		364,700	386,100						
	142		365,200							
	143		365,700							
	144		366,200							
	145		366,500							
再任用 職員		239,400	251,100	255,400	291,500	308,800	323,200	347,300	383,100	415,400

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

別記第2

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

第7条第1項の給料表

七	六	五	四	三	二	一	号給
八四四、〇〇〇	七二一、〇〇〇	六一七、〇〇〇	五四一、〇〇〇	四七七、〇〇〇	四二四、〇〇〇	三七五、〇〇〇	給料月額（円）

別記第3

一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例

第5条第1項の給料表

六	五	四	三	二	一	号給
八〇四、〇〇〇	七〇四、〇〇〇	六〇五、〇〇〇	五二二、〇〇〇	四五九、〇〇〇	三九八、〇〇〇	給料月額（円）

